

## 入院時食事療養費の自己負担額の変更について

令和7年4月1日より、入院中の食事療養費の自己負担額が下記のとおり変更されます。

※国の健康保険法等の改正に伴う全医療機関共通の負担額変更となります。

区 分		1食あたりの負担額
一般（住民税課税世帯）		490円 → <b>510円</b>
低所得者Ⅱ	過去1年で入院日数が90日以内	230円 → <b>240円</b>
	過去1年で入院日数が90日超（長期該当）	180円 → <b>190円</b>
低所得者Ⅰ		110円（変更なし）

※住民税非課税世帯の方は、標準減額認定証またはマイナンバーカードの提示もしくはオンライン資格確認に同意が必要です。

※長期該当の適用には申請が必要です。

公立那賀病院 院長